

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則
..... (法制文書課) 1

訓 令

○北海道公用文作成規程及び北海道文書管理規程の一部を改正する訓令 (法制文書課) 1
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課) 2

告 示

○北海道告示式の一部改正..... (法制文書課) 3

規 則

知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第7号

知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則

知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の2項を加える。

3 前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる公文書の保存期間は、1年未満とすることができる。

- (1) 正本又は原本が別に管理されているものの写し
- (2) 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等
- (3) 出版物又は公表されている文書を編集したもの
- (4) 本庁等の所掌事務に関する事実関係の問合せに対する応答に係るもの
- (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなったもの
- (6) 意思決定の過程で作成した文書であって、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断されるもの

4 前項各号に掲げる公文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む文書その他の合理的な跡付け又は検証に必要となる公文書は、第2項本文の規定の例により1年以上の保存期間を設けなければならない。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（保存期間を1年未満とする公文書の特例）

第16条 保存期間を1年未満とする公文書の管理については、この規則（第1条から第3条まで、第4条、第5条、第8条、第9条及び次条を除く。）の規定にかかわらず、総務部長が定めるところによる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第5号

本 庁
出 先 機 関

北海道公用文作成規程及び北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道公用文作成規程及び北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

（北海道公用文作成規程の一部改正）

第1条 北海道公用文作成規程（昭和63年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記の3の項第1号アの注3の事項を次のように改める。

3 示達者の職及び氏名は、中央右寄りから書き出し、終わりを1字空ける。

（北海道文書管理規程の一部改正）

第2条 北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第3号キを削り、同号ク中「又は」を「、ホームページ施行（オに係る場合を除く。）又は」に改め、同号中クをキとし、ケをクとする。

第29条第4項第1号中「掲示場に掲示する」を「インターネットの利用その他の方法により行う」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

北海道訓令第6号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第71条」を「－第72条」に改める。

第12条の2に次の3項を加える。

- 2 本庁等内の打合せ、本庁等の外部の者との折衝等を含め、前項各号に掲げる事項その他の事項に係る政策立案並びに事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（第4項において「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。
 - 3 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、主務課長等が確認するものとする。この場合において、文書の作成に関し、当該主務課長等より上位の職員から指示があったときは、当該職員の確認を経るものとする。
 - 4 本庁等の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、当該内容について当該打合せ等に出席した本庁等の職員による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方（以下この項において「相手方」という。）の発言した部分等について相手方による確認等を経ることにより、文書の正確性を確保するものとする。この場合において、相手方の発言した部分等について記録を確定し難いときは、その旨を判別できるように記載するものとする。
- 第32条中「作成し」の次に「、これを公表し」を加える。
- 第33条第2項中「第9条第2項」を「第9条第2項及び第3項」に改める。
- 第71条を第72条とし、第70条の次に次の1条を加える。

（保存期間を1年未満とする文書の特例）

第71条 保存期間を1年未満とする文書の管理については、この規程（第1章、第27条、第28条、第31条から第33条まで、前章及び次条を除く。）の規定にかかわらず、総務部長が定めるところによる。

別表の付表中「、社会資本課」を削り、

「 政策局計画推進課 政策局社会資本課	「 計 推 社 資 本 」	を
------------------------	------------------	---

「 政策局計画推進課	「 計 推 」	に、
------------	---------	----

「 地域創生局地域政策課
地域主権・行政局市町村課
地域主権・行政局地域主権課
交通政策局交通企画課
交通政策局新幹線推進室
交通政策局物流港湾室

「 地 市 政
市 町 村
地 交 権
交 新 通
新 幹 線
港 湾 室

を

「 地域創生局地域主権課
地域振興局市町村課
地域振興局地域政策課
交通政策局交通企画課
交通政策局新幹線推進室

「 地 市 権
市 町 村
地 交 政
交 新 通
新 幹 線

に、

「 アイヌ政策推進室
環境局環境政策課
環境局循環型社会推進課
環境局生物多様性保全課
環境局エゾシカ対策課
環境局低炭素社会推進室

「 ア 政
環 境
循 環
生 物
エゾシカ
低 炭 素

を

「 環境局環境政策課
環境局循環型社会推進課
環境局気候変動対策課
環境局生物多様性保全課

「 環 境
循 環
気 候
生 物

に、

「 文化・スポーツ局文化振興課
文化・スポーツ局スポーツ振興課

「 文 化
ス ポー ツ

を

「 文化局文化振興課
スポーツ局スポーツ振興課
アイヌ政策推進局アイヌ政策課

「 文 化
ス ポー ツ
ア 政

に、

「 森林環境局道有林課

「 道 有 林

を

「 森林環境局道有林課
森林環境局全国育樹祭準備室

「 道 有 林
北 全 育

に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第240号

昭和46年北海道告示第1号（北海道告示式）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1の事項中「法の」を「法令の」に改める。

2の事項中「本庁若しくは出先機関の掲示場に掲示して」を「インターネットを利用して」に改め、同事項ただし書中「登載する」を「登載し、及びインターネットを利用する」に改める。
